

介護保険住宅改修マニュアル



令和8年 1月

知立市

目次

1. 介護保険における住宅改修費給付の基本的な考え方	2
2. 住宅改修を行う前に	2
3. 介護保険住宅改修の制度概要	3
(1) 介護保険の住宅改修を利用できる方	3
(2) 支給要件	3
(3) 支給対象となる住宅改修の種類	3
4. 支給限度基準額	11
5. 高齢者住宅改善費補助金を同時に申請する場合	12
6. 支給限度額の例外（リセット）	12
7. 支払い方法	13
8. 住宅改修の流れと注意事項	13
(1)事前相談	
(2)事前申請	
(3)工事内容承認(非承認)通知	
(4)工事着工	
(5)事後申請	
(6)支給決定通知	
(7)振込	
9. リハビリテーション専門職への住宅改修事前相談	17
10. 参考文献	18
11. Q & A	19

問い合わせ先

知立市保険健康部長寿介護課 介護保険係

T E L: 0566-95-0122

E-mail: choju-kaigo@city.chiryu.lg.jp

1. 介護保険における住宅改修費給付の基本的な考え方

介護保険の基本理念は、介護が必要な状態となっても、その方の状況に応じた適切なサービスを利用しながら、在宅において自立した生活を送ることができるようになりますことにより、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らすためには、在宅生活を支えるサービスが適切に提供されるとともに、身体状況に応じた住環境が整えられる必要があります。

介護保険制度における住宅改修は、要介護(支援)状態の方が可能な限り、在宅で本人の能力を生かし、その有する能力に応じた自立した生活を営むことができるようになりますことのほか、家族等、介護をされる方の負担軽減を図ることを目的とした介護給付です。

また、介護保険制度の持続可能性を維持し、行う改修が適正な改修となるよう、改修時期や内容などをしっかりと考慮して計画を立てることが重要です。

2. 住宅改修を行う前に

介護保険では、利用者本人の将来像を見据えたうえで、改修を行う前に既存のものや福祉用具のレンタル等を上手く利用して、解決できることはないか再考する視点が重要です。

改修した後に、「思っていたものと違った」「使ってみたら、反対側に手すりがあった方が動きやすいようだなどの問題を最小限に抑えるためにも、可能な範囲で利用者本人による動作確認を行い、適切な改修となるよう検討しましょう。大切なのは、問題となっていることの背後に住宅改修以外に解消すべきニーズがあるかを考えることです。住宅改修を行う前に以下のことを検討の上、申請してください。

① 利用者の身体能力、生活能力を把握する。

予後予測を踏まえた身体能力・生活能力の評価を行いましょう。「リハビリテーション専門職への住宅改修事前相談」を活用することも効果的です。多職種での専門的知見を生かし、利用者の安全な日常生活における住環境についてリハビリテーション専門職から助言をもらい利用者の身体能力、生活能力の評価に生かしましょう。(リハビリテーション専門職住宅改修事前相談は担当ケアマネジャーから市へ申込みを行います。P17参照)

② 環境整備や居室・生活動線等の変更等を検討する。

歩行などの動作時に支持物が必要である場合、家具を移動させ、その家具を支持することで動作が改善する場合があります。

トイレ・台所・寝室へ安全に移動するために、居室を別の部屋に変更することで問題が解決する場合があります。

③ 福祉用具等の活用を検討する。

退院後等で歩行状況が不安定な場合、リハビリテーションの利用により、生活動作の改善が期待できる場合は福祉用具を検討しましょう。

適切に手すり等を利用できるか不安がある場合は、福祉用具で使用状況を確認した上で必要性を判断しましょう。

④ 住宅改修の優先度を検討する。

生活動作の中で、どの動作が一番不安定で、どこの改修が必要なのか優先度を考えましょう。

3. 介護保険住宅改修の制度概要

(1) 介護保険の住宅改修を利用できる方

1. 知立市の被保険者
2. 介護保険の要介護(要支援)の認定を受けている方
3. 介護保険被保険証に記載されている住所地に居住している方

※病院等に入院または、施設等に入所している場合は利用できません。

※実際に居住していることが条件のため、月に数回の外泊時に在宅している等の場合は利用できません。

(2) 支給要件

1. 要介護(支援)認定を受けた方が居住する住宅であること
(ただし、介護保険証に記載された住所に所在する住宅であること)
2. 改修内容が介護保険制度の給付対象となる工事であること
3. 要介護(支援)者本人が自立した生活を営むために必要な改修であること
4. 利用者の身体状況にあった改修であること

(3) 支給対象となる住宅改修の種類

1. 手すりの取付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料変更
4. 引き戸等への扉の取替え
5. 洋式便器等への便器の取替え
6. その他上記住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関から道路までの通路等に転倒予防、移動または移動動作を円滑にすることを目的とした改修。形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。

支給対象
<input type="radio"/> 居室内の手すり(居間、トイレ、浴室、玄関等)
<input type="radio"/> 出入口の手すり(原則 1 か所)
<input type="radio"/> 階段の手すり(日常生活動線上かを考慮し、真に必要と認められる場合)
<input type="radio"/> 敷地内の手すり(ガレージや車庫内、玄関ポーチや門扉までの通路等)
<input type="radio"/> 固定されている家具への手すりの取付け(手すりの安全性を確認できる場合)
付帯工事
<input type="radio"/> 手すりの取付けのために壁面の下地補強 (壁全体を取り外し補強板を付ける場合は補強板を取り付ける工事のみが対象)
支給対象外
<input type="checkbox"/> 靴箱やタンス等固定されてない家具への手すりの取付け
<input type="checkbox"/> 老朽化による取替え
<input type="checkbox"/> 集合住宅の共有部分の手すり(貸主の承諾があり、生活動線上と認められる場合は可)
<input type="checkbox"/> 敷地外の手すり
<input type="checkbox"/> 取付け工事で固定しない手すり

事前申請に必要な「理由書」「見積書」「平面図」「写真」の作成における注意点を各種類別で記載しています。

【理由書の注意点】

※改修箇所が日常生活動線上であることが前提となるため、どこからどこへの移動経路へ取り付けるものか具体的に記載してください。例)「寝室からトイレに行くために」等

※手すりをその箇所につける目的、必要性を具体的に記載してください。

例)「下肢筋力低下による膝折れがあり転倒の危険性があるため手すりを付けることで、右手で手すりを支持しながら、安定した姿勢で歩行できる」

例)「方向転換を行う際にふらつきがみられ、転倒の危険性があるため手すりを取り付けることで、左手で手すりを支持しながら安定した姿勢で方向転換ができる」等

※既存の手すり(レンタルを含む)がある場合、新たに手すりを付けなければならない理由を具体的に記載してください。

※手すりの取付け工事については、原則、片側設置のみを支給対象としていますが、利用者の身体状況の理由により片側だけでは不十分であると認めた場合、両側設置も対象となる場合があります。両側でなければならない理由を具体的に記載してください。

例)「片側麻痺等により片側の手すりの設置だけでは行き帰りの移動が困難である」

例)「下肢筋力低下により、両側に掴まるものがないと立ち上がりが困難である」等

※関節リウマチや握力の低下がある場合は、壁に L 字手すりを設置することが不適切となることがあります。症状によっては手すりをつかんで立つといった動作よりも、上面が平らになった手すりを用いて手すりを

下方へ押すようにして立つ動作の方が立ちやすい場合もあります。

【平面図の注意点】

※直径、材質、長さ、床面などからの高さを記載してください。

※トイレや浴室に設置する場合に、動作と関係する便器や浴槽の向きがわかるようにしてください。

※ドアの開閉部に設置する場合、ドアの開く方向が分かるようしてください。

※屋内の階段手すりを改修する場合は、1階、2階の平面図を添付してください。

【写真の注意点】

※設置する壁だけなく、関係する周辺もわかるように撮影してください。

※トイレの立ち上がりに必要な手すりであれば、トイレを写し込んでください。

※段差解消に必要な手すりの場合、原因となる段差がわかるよう上がり框や敷居等を写し込んでください。

※既存の手すりやレンタル手すり等がある場合は写し込んでください。

※工事後の写真では、設置した手すりの長さがわかるようにメジャーをあてて撮影してください。

※1枚で入りきらない場合は、下記の図のように分割してメモリがはっきり読み取れるように撮影してください。

＜写真例＞



段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消することを目的とした改修。

支給対象
○ 各居室の敷居を低くする(撤去する)
○ スロープ・踏み台を固定・設置する
○ 浴室の洗い場の嵩上げ
○ 敷石をコンクリートスロープにする
○ 階段の勾配を緩やかにする
○ 通路等の傾斜・段差を解消する
○ 浴槽をまたぎやすい浅いものに取り換える
付帯工事
○ スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とした転落防止のための柵や立ち上がりの設置
○ 浴室の段差解消(浴室の床の嵩上げ)に伴う給排水設備
支給対象外
✗ スロープや踏み台を固定せずにおくだけの工事
✗ 昇降機・リフト・段差解消機等を設置する
✗ 給排水浴槽の取替えに伴う給湯器・シャワー・水栓設備
✗ 転落防止柵の設置単独の工事

【理由書の注意点】

※スロープや踏み台の幅について、移動手段が歩行の場合は80cmまで、車いす利用の場合は1mまでとする。それを超える部分については費用を按分し、その必要性を記載してください。

※出入り口の改修は、原則 1 箇所です。複数箇所の改修が必要な場合は、その必要性を記載してください。

※部屋の床を全面嵩上げして段差解消するなど、大掛かりな工事内容は資産形成につながり介護保険の住宅改修とはかけ離れたものになってしまう場合があります。他の方法で対応できないか等の検討をしてください。

【見積書の注意点】

※広い範囲の嵩上げを行う場合は、日常生活活動線上で使用する部分の費用を按分してください。

※ユニットバスの改修について

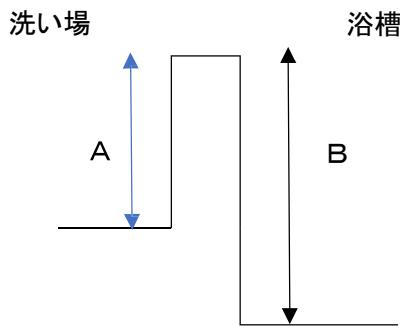
介護保険による住宅改修費の支給対象には、利便性や快適性をもつ改修は、本制度の趣旨に沿うものではなく、ユニットバス工事自体は認められていません。しかし、対象工事が適切に按分されていれば支給対象となる場合があります。

参考)介護保険の対象となるユニットバスにおける住宅改修の按分率は以下の通りです。

	ユニットバス各部	扉	床	浴槽	壁	天井	器具	その他
	支給対象/対象外	対象	対象	対象	対象外	対象外	対象外	対象外
按分率	100%	10%	20%	15%	25%	10%	10%	10%

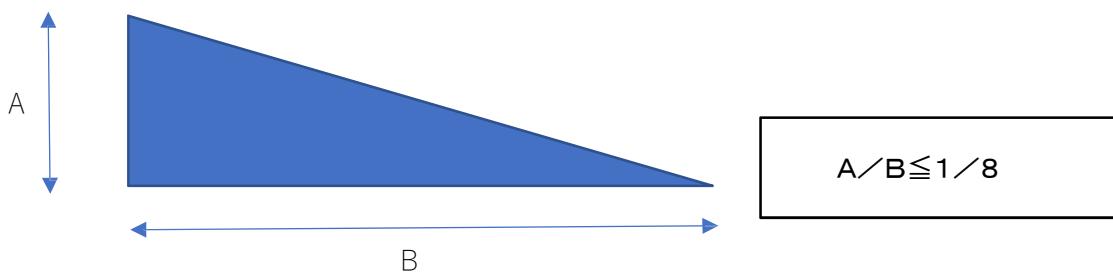
【平面図の注意点】

- ※直径、材質、長さ、床面などからの高さを記載してください。
- ※トイレや浴室に設置する場合に、動作と関係する便器や浴槽の向きがわかるようにしてください。
- ※ドアの開閉部に設置する場合、ドアの開く方向が分かるようしてください。
- ※屋内の階段手すりを改修する場合は、1階、2階の平面図を添付してください。



【写真の注意点】

- ※施工部分にスケールをあてて、施工前後で何cm差があるかわかるように撮影してください。
- ※階段に代わる傾斜路の勾配は、1／12以下が望ましいですが、やむを得ない場合を含めて1／8をこえな
いこと。平面図、写真等で勾配がわかるものを提出してください。高さと長さにメジャーを当て撮影してく
ださい。



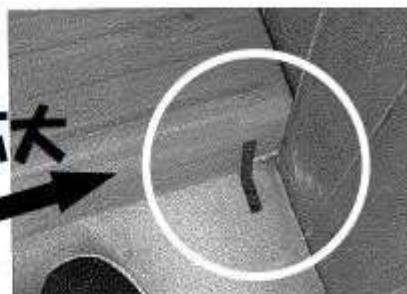
- ※踏み台等の設置は、固定部分がわかる写真の添付が必要です。踏み台の内側で固定する場合等、完成後
に固定部分の写真がとれない場合は工事途中に撮影を行ってください。

- ※段差の解消を行った場合、施工後の段差が分かるようメジャーを当てた写真を添付すること。また、スロ
ープや踏み台等を設置した際に、ボルト等で固定されていることがわかる写真を添付すること。

＜写真の例＞



【全体写真】



【固定部分の写真Ⅰ】



【固定部分の写真Ⅱ】

滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料変更

居室では畳から板製床材、ビニール性床材等への変更、浴室では滑りにくい床材への変更等工事を伴う床材の変更、通路面においては工事を伴う滑りにくい舗装材への変更等の改修。

支給対象
○ 畳から板製床材、ビニール製床材等への変更
○ 浴室の床材を滑りにくい床材に変更
○ 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更
○ 階段への滑り止め取付ける
付帯工事
○ 床材の変更のための下地の補強や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤整備
支給対象外
✗ 老朽化による床材の張替え
✗ 滑り止めマットや素材を置くだけ(住宅改修の支給対象となるには固定取付けが必要)
✗ 転倒時のケガ防止のために、床を柔らかい材質のものに変更

【理由書の注意点】

※改修箇所が日常生活動線上にあるかどうかを記載してください。

【見積書の注意点】

※部屋全体の床材変更等広範囲の改修の場合、日常生活動線上で使用する部分の費用を按分してください。

【平面図の注意点】

※広範囲の改修の場合、日常生活動線上で使用する部分が分かるように作成してください

【写真の注意点】

※部屋全体の床材を変える場合は、可能な限り床全面を写してください。すべてが一つの写真に納まらない

場合は別角度の写真を撮る等、工事箇所全面が分かるようにしてください。

※床の上に荷物がある、絨毯がある等で改修箇所が隠れないように撮影してください。

＜写真例＞



引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等の工事。

支給対象

- 開き戸から引き戸・折り戸・アコーディオンカーテン等への取替え
- ドアノブの変更(レバーハンドル等への変更)
- 開き戸の左右変更や押す、引くの変更
- 内開きから外開きへの変更
- 間口を広げる工事(車いすが通れない等の理由がある場合等)
- 引き戸から引き戸への変更(重くて開けられない等の理由がある場合等)
- 扉の撤去(車いすが通れない等の理由がある場合等)

付帯工事

- 扉の取替えに伴う壁または柱の改修
- 扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け

支給対象外

- ✗ 引き戸等への扉の取替えに合わせて自動ドアとした場合の動力部分
- ✗ 引き戸等の新設
- ✗ 壁のみの撤去や雨戸の取替え
- ✗ 劣化によるレール、戸車、雨戸等の取替え

【理由書の注意点】

※扉位置の変更の場合、扉通過の必要性と改修場所以外の動線がとれない理由を記載してください。

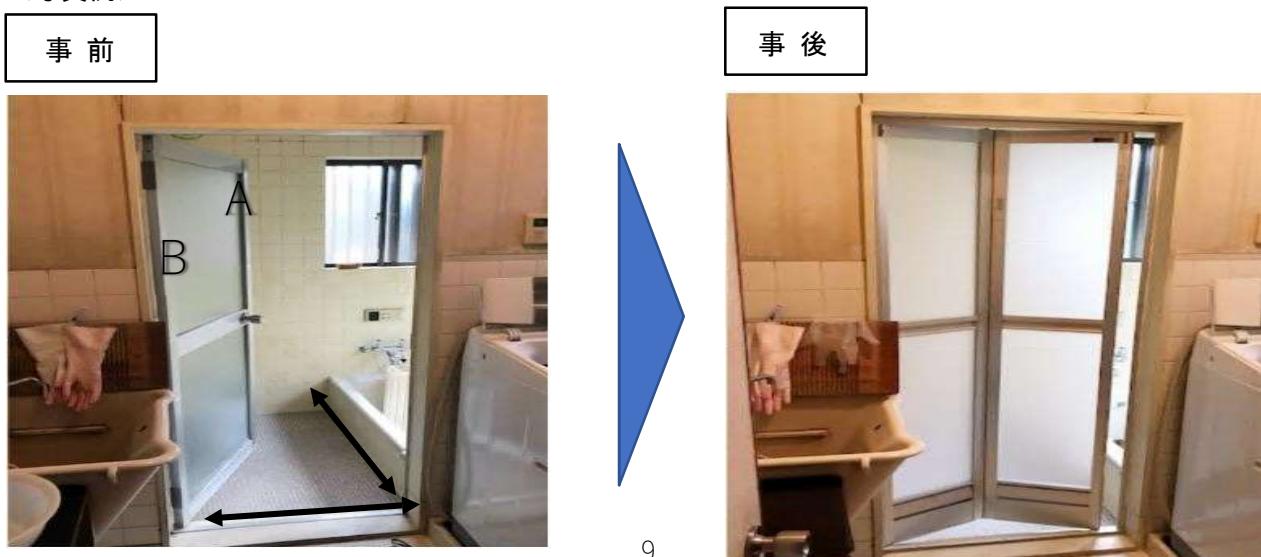
【写真の注意点】

※扉の位置の変更で戸枠を外す場合など、事前に戸枠や敷居の様子が分かるように撮影してください。

※ドアノブの変更は、表と裏の両面を撮影してください。

※開き戸から折れ戸にする場合、室内の奥行(A)と扉の横幅(B)を測定し明記してください。

＜写真例＞



洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替え等の工事。

支給対象

- 和式便器から洋式便器への取替え
- 既存の和式便器を取り壊し、別の場所に洋式便器を設置(本体と設置費用のみ)
- 身体状況に伴う便器の向きを変える工事

付帯工事

- 水洗和式便器から水洗洋式便器に取替える場合の既存の配管へつなぐ工事等
- 便器の取替えに伴う床材
- 便器取替え伴う撤去費用及び処分費用

支給対象外

- ✗ 洋式便器から洋式便器への取替え
- ✗ 非水洗和式便器から水洗洋式便器への取替えに伴う水洗化の工事
- ✗ 腰掛式便器等の福祉用具購入により既に洋式になっているもの(特別な理由がないもの)
- ✗ すでに洋式便器である場合、暖房便器やウォシュレット機能等を付加するもの
- ✗ ウォシュレット機能付加に伴う電気配線
- ✗ 同一住宅で2台以上の便器取替え
- ✗ コンセントの取り外し、新設・移設
- ✗ 既存の配管の変更や住宅外部配管までのつなぎ込み等の給排水工事
- ✗ 手洗い場、トイレットペーパーホルダー、便器以外の機器取付、天井、壁の工事

【理由書の注意点】

※洋式便器から洋式便器へ変更する場合は、現在の高さが適当でなく福祉用具購入では対応ができない理由を記載してください。

※壁の場所を変更する等により、特別にトイレの床面積自体を広げる工事は、車いすの利用等の理由がある場合に限ります。

【写真の注意点】

※「便器の高さの変更」の場合、座面からの高さがわかるよう床からスマジャーを当てた全体写真とメモリをアップにした写真を撮影してください。

＜写真例＞



その他の工事について

上記の住宅改修に付帯して必要となる以下のような住宅改修。

支給対象

- 解体工事費、床材等の処分費、資材・廃材などの運搬費
- 現場管理費

支給対象外

- ✗ 電気工事費
- ✗ 設計・積算
- ✗ 植木撤去

4. 支給限度基準額

- 要介護区分に関わらず、支給限度基準額は「20万円」です。したがって20万円までの支給限度基準額の範囲内でかかった対象となる改修費用の1割～3割(負担割合に応じる)が自己負担となります。
- 支給限度額※の範囲内であれば、複数に分けて申請が可能です。
- 負担割合は「介護保険負担割合証」で確認してください。また、負担割合の判定は領収書記載日(領収日)となります。

※支給限度額＝支給限度基準額(20万円)－以前に支給対象となった住宅改修費用

5. 高齢者住宅改善費補助金を同時に申請する場合

- 工事費用が20万円以上の場合、介護保険給付分に上乗せして高齢者等住宅改善費補助金を申請することができます。事後申請が承認された場合、上限 10 万円(非課税世帯は 15 万円)の9~7割(負担割合に応じる)が補助されます。(千円未満切り捨て)

例) 市の補助対象費用が 15,000 円の場合の補助金額(千円未満切り捨て)

(正) 13,000 円 (誤) 13,500 円

- 支給限度額の範囲内であれば、複数回に分けて申請が可能です。既に介護保険住宅改修費を全額(20万円)利用している場合は、高齢者等住宅改善費補助金のみの申請が可能です。
- 負担割合は「介護保険負担割合証」で確認してください。また、負担割合の判定は領収書記載日(領収日)となります。

介護保険対象費用		市の補助対象費用	
1 割負担	2 万円 (自己負担)	18万円 (保険給付)	1 万円 (自己負担) 9万円 (市の補助金)
2割負担	4万円 (自己負担)	16 万円 (保険給付)	2万円 (自己負担) 8 万円 (市の補助金)
3 割負担	6万円 (自己負担)	14万円 (保険給付)	3万円 (自己負担) 7万円 (市の補助金)

6. 支給限度額の例外（リセット）

下記の場合は、例外として、再度 20 万円を上限として利用ができます。

※高齢者等住宅改善費補助金においても同様です。

(ア) 転居して住所が変わった場合

(イ) 要介護状態が著しく重くなった場合

最初に住宅改修を行った日(着工日)から、要介護度状態区分が3段階以上上がった場合、支給限度額は再び20万円となります。この取り扱いは、同一住宅、同一被保険者に対して 1 回限りとなります。

初めて住宅改修をした時の要介護度	リセットとなる要介護度
要支援1	要介護3~5
要支援2、要介護1	要介護4
要介護2	要介護5
要介護3、要介護4、要介護5	リセットなし

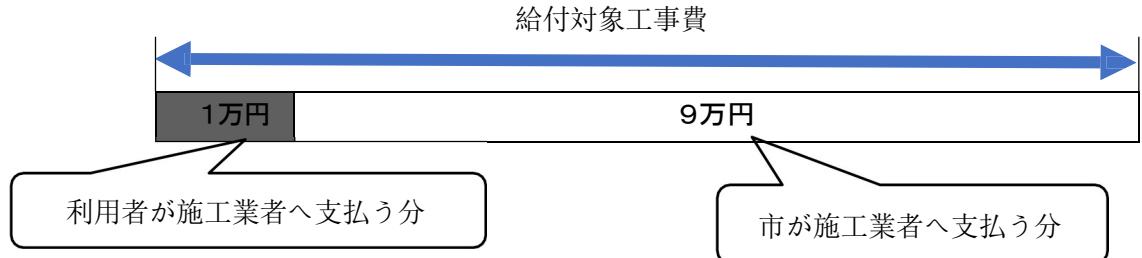
7. 支払い方法

償還払い…利用者が改修費用を全額支払い、支給申請の後で保険給付対象の9割(または8割か7割)分を利用者に支給する方法。

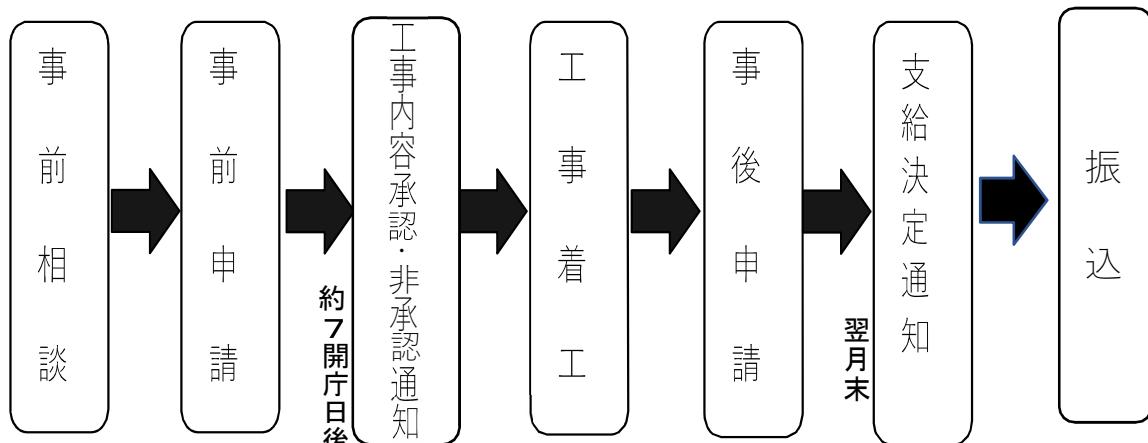
受領委任払い…保険給付対象の1割(または2割か3割)を利用者が施工業者に払い、保険給付対象の9割(または8割か7割)分を利用者からの委任に基づき、市が施工業者に支払う方法。

※ただし、介護保険料を滞納しており、給付制限を受けている場合は償還払いとなります。

〈受領委任払いのイメージ図〉



8. 住宅改修の流れと注意事項



(1) 事前相談

- 利用者、ケアマネジャー、施工業者の三者立ち合いのもと、改修内容及び動作確認を行ってください。事前申請後は改修内容の変更が原則できないため、手すり等の設置場所、高さ等を正確に確認、決定してください。住宅改修の必要な場所や工事内容について共通認識を持つことが住宅改修の申請、工事着工をスムーズに進めるためにも大切です。また、動作確認の際に、リハビリテーション専門職相談を有効に活用し、予後予測を踏まえた身体能力、生活能力の評価を行い、安全な日常生活動作を行うまでの住環境整備へのアドバイスを受けましょう。
- 施工業者は必ず改修のイメージ図と見積書をケアマネジャー、利用者に共有してください。
- 工事費用の適正化のために、複数の施工業者から見積を取得してください。

(2) 事前申請

書類一式をコピーして、2部（原本・写し）を提出してください。

※申請書等の書類は知立市HPよりダウンロードすることができます。(ホーム>組織から探す>保険健康部>長寿介護課>申請書・様式ダウンロード>長寿介護課様式集(介護保険サービス)>6 介護保険住宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請)

※必要に応じて別途資料を求めることがあります。

	書類内容	留 意 事 項
①	介護保険住宅介護(介護予防) 住宅改修費支給申請書	<ul style="list-style-type: none"> 工事着工前記入欄を記入すること。 書き損じ等で訂正が必要な場合は二重線で訂正し、訂正印を押印すること。修正ペンや砂消しゴム等での訂正は認めていません。訂正印は本人の印のみ可能です。
②	住宅改修が必要な理由書	<ul style="list-style-type: none"> 原則的に被保険者が契約するケアマネジャーまたは地域包括支援センター職員が作成すること。
③	委任状	<ul style="list-style-type: none"> 口座名義が利用者と異なる場合に提出すること。
④	工事見積書(任意様式可)	<ul style="list-style-type: none"> 宛名は利用者本人の氏名(住宅所有者ではない)を記載すること。 見積書を発行した日付を記載すること。 事業所印(個人事業所の場合は代表者印等)を押印すること。 保険給付対象外の工事費用が含まれている場合は、介護保険対象部分がわかるように備考欄に「介護保険対象部分」と記入する。 住宅改修の項目ごとに、材料費と施工費を分けて記載すること。 (工事一式は不可) 取付け部品の種類や個数がわかるように記載すること。 諸費用とは、消耗品費、機材運搬借用費、廃材処理費等のことであり、写真、作図、書類作成の事務用品等に係る経費は給付の対象外であるため諸経費には含めないこと。 値引きは消費税計算前に行うこと。 消費税は小数点以下を切り捨てること。
⑤	図面(任意様式可)	<ul style="list-style-type: none"> 生活動線を確認するため、改修部分以外の部屋全体の平面図(間取り)を作図すること。利用者の居室(寝室)と目的地(玄関ポーチやリビング等)が分かるように記入すること。 理由書、見積書、写真とあわせて確認するため、改修箇所が複数の場合は番号を付け照合できるように表示すること。
⑥	改修前の写真	<ul style="list-style-type: none"> 日付入りの写真であること。(カメラに日付機能がない場合は、黒

		<p>板、紙等を利用して写真の中に日付を入れること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A4 用紙で提出すること。 ・改修場所全体が確認できる写真と改修予定部分のアップ写真の両方を撮影すること。複数の場合は番号を付けること。 ・改修後の状態をイメージで明記すること。
⑦	住宅改修の承諾書	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅所有者が利用者本人または、配偶者でない場合に提出すること。 ・県営、市営住宅の場合は、県、市の住宅担当課からの許可を受け、「増築・模様替承諾書」の写しを添付すること。賃貸の場合は、住宅会社等に許可を受け、承諾書の添付をする。(任意様式可) ・事前に承諾を得てから改修すること。
⑧	断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・段差解消の住宅改修の場合に提出すること。 ・段差解消箇所の施工前・施工後の断面図に段差の長さ等を記載すること。
⑨	カタログのコピー等	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な既製品を利用する場合は、カタログのコピーを添付すること。(例:滑り防止のための床材変更の場合、床材の防滑性が明記されていること。)

※高齢者等住宅改善費補助事業を同時に申請する場合（工事費が20万円を超える場合）

上記①～⑨の書類に加えて、下記の書類⑩を提出してください。(提出部数1部)

※様式は知立市ホームページからダウンロードできます。

(ホームページから探す>保険健康部>長寿介護課>申請書・様式ダウンロード>長寿介護課様式集(介護保険サービス)>7 高齢者等住宅改善費補助金交付申請書)

⑩ 高齢者等住宅改善費補助金交付申請書(原本)

※高齢者等住宅改善費補助事業のみ申請する場合（既に介護保険住宅改修費を全額（20万円）利用している人）

上記②～⑩の書類に加えて、下記の書類⑪を提出してください。(提出部数1部)

⑪	高齢者等住宅改善工事計画書 (原本)	構造規模は確認できる範囲で記入してください。
---	-----------------------	------------------------

(3) 工事内容承認（非承認）通知

- 事前申請後、工事内容について審査後、約7開庁日後に「工事内容承認（非承認）通知」を利用者本人に通知します。事前申請内容に疑義がある場合は、ケアマネジャーおよび施工業者へ確認の連絡をする場合があります。

- 「工事内容承認(非承認)通知」は支給決定通知ではありません。事後申請後、適正な工事であると認められた場合に支給が決定されます。
- 工事内容承認(非承認)通知後に、入院等で身体状況に変化があった場合は改めて事前申請から行ってください。

(4) 工事着工

- 事前申請の審査結果を受けて着工してください。審査結果が出る前に着工した場合や無断で改修内容を変更した場合は、住宅改修費は支給されません。
- 承認を受けた後に、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに市担当者へ連絡し相談をしてください。軽微な変更と認められない場合は、改めて事前申請から行う必要があります。
- 入院または施設に入所している場合、事前申請及び審査を受けた上で住宅改修工事をすることを認めますが、事後申請は退院または退所し、在宅復帰した後に行ってください。ただし退院または退所ができなかった場合は、住宅改修費は支給されません。
- 工事完了後に領収書、工事費内訳書とともに利用者に完了の報告をしてください。

(5) 事後申請

提出された書類をもとに住宅改修費の支給(不支給)決定の審査を行います。

<申請に必要な書類>

事前申請書類（原本一式）に加えて⑫～⑯の書類を提出してください。

※必要に応じて別途資料を求めることがあります。

書類内容	留 意 事 項
① 介護保険居宅介護(介護予防) 住宅改修費支給申請書 (事前申請の書類)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完了後記入欄を記入すること。 ・「改修費用」には事前申請の見積書金額と同額を記載すること。(事前申請からの変更は原則認めない)書き方がわからない場合は、空欄で提出しても良い。 ・訂正は利用者印による訂正とすること。 ・「着工日」と「完了日」を記載すること。 ・口座は原則利用者本人の口座であること。(受領委任払い制度を利用する場合は、施工業者の口座とする。)
⑫ 領収証	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名は利用者本人であること。 ・原本とコピーを持参すること。(窓口で確認後、原本は返却する。) ・領収日時点の利用者負担割合を適用すること。 ・額面は利用者が実際に事業者に支払った金額とすること。(受領委任払いの場合は、改修費用から支給額を差し引いた金額、償還払いの場合は改修費用全額となる。)

		・高額の場合は、金額に応じた収入印紙を貼付すること。
⑬	工事費内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費内訳書と明記すること。(見積書は不可) ・改修箇所が複数ある場合、写真・図面と照合できるよう、写真、図面と同じ番号で表示すること。
⑭	改修後の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・日付入りの写真であること。(カメラに日付機能がない場合は、黒板、紙等を利用して写真の中に日付を入れること) ・改修前後を対比できるように撮影すること。 ・改修前と同じ方向から撮影し、改修箇所全体が分かるようにすること。1枚で入りきらない場合は複数枚にわたってもよい。

※高齢者等住宅改善費補助事業を併せて申請する場合（工事費が20万円を超える方）

上記⑪～⑯の書類に加えて、下記の書類⑰を提出してください。

⑰	請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者本人の氏名を記入、押印してください。(受領委任払いの場合、同じ印鑑を使用する。) ・日付は空欄にすること。 ・補助金は千円未満の端数切捨てること。金額の訂正は認められません。
---	-----	---

※高齢者等住宅改善費補助事業のみ申請する場合（既に介護保険住宅改修費を全額（20万円）利用している人）

上記の⑰～⑲の書類に加えて、下記の書類⑳を提出してください。

⑳	工事完了届	・補助事業者は利用者本人を記入してください。
---	-------	------------------------

＜その他注意点＞

・生活保護受給者の申請を行う場合は、事前に知立市福祉課保護援護係に相談してください。

（6）支給決定通知

事後申請後、工事内容について審査を行い、翌月末に「支給決定通知書」を利用者本人に通知します。

（7）振込

事後申請後、工事内容について審査を行い、事後申請の翌月末に指定口座に保険給付対象の9割（または8割か7割）分を振込みます。

9. リハビリテーション専門職への住宅改修事前相談

住宅改修は、利用者の自立支援やQOL向上のため、効果が期待できるものが対象となります。「介護給付適正化計画」や「保険者機能強化推進交付金」に関する取り組みの中でも、福祉用具貸与や住宅改修の利用に関し、リハビリテーション専門職（以下、「リハビリ専門職」とする。）が関与する仕組みを設けている

かが評価されることとなっているため、知立市ではリハビリ専門職への事前相談を行っています。

【リハビリ専門職への住宅改修事前相談を活用するメリット】

病気やケガ、加齢に伴う運動機能の低下において、リハビリ専門職が専門的な視点で予後予測を行い、日常生活動作である「座る」、「立つ」、「歩く」などの基本動作能力を見極め、利用者に真に必要な住宅改修を検討することができる。

<リハビリ専門職へ事前相談例>

- ① 改修費が高額の工事
- ② 手術後や進行性疾患等、今後身体状況の変化が予想される場合の工事
- ③ ユニットバスの工事 等

<リハビリ専門職の事前相談の流れ>

- ① 地域包括支援センター職員またはケアマネジャーが利用者から住宅改修の相談を受ける。
- ② 地域包括支援センター職員またはケアマネジャーが市へリハビリ専門職住宅改修事前相談を依頼する。
- ③ 5者で現場立ち合いを行う。(利用者、地域包括支援センター職員またはケアマネジャー、改修業者、リハビリ専門職、市役所職員)
- ④ 専門職からのアドバイスを参考に効果的な住宅改修内容について検討する。
- ⑤ 事前申請を行う。(以後、8. 住宅改修の流れと注意事項の内容と同様)

※リハビリ専門職による確認内容を踏まえ、市が支給決定における審査を行います。

10. 参考文献

- 1)介護保険法
- 2)介護保険法施行規則
- 3)厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類
(平成11年3月31日号外厚生省告示第 95 号)
- 4)居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度額基準額
(平成12年2月10日厚生省 35 号)
- 5)厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類
(平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示 95 号)
- 6)介護保険の給付対象となる福祉用具および住宅改修の取り扱いについて
(平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号)
- 7)居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について
(平成 12 年 3 月 8 日老企 42 号)
- 8)厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣の定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象が定める特定介護予防福祉用具及び住宅改修の取り扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について
(平成 21 年 4 月 10 日老振発第 0410001 号)
- 9)介護保険で住宅改修～20 万円の有効な利用方法～(東京法規出版 平成 12 年 11 月 1 日発行)

11. Q&A

市に寄せられる汎用性の高い質問や事案を掲載しています。

一般的な Q&A は、「厚生労働省の Q&A」および「WAMNET(ワムネット)」をご参考ください。

手すりの取付け			
	項目	質問	回答
1	手すりの形態	腰掛やペーパーホルダーが一体となった手すり(付加機能付き手すり)をとりつける場合、対象となるか。	手すり部分のみ按分することにより支給対象とする。見積書に介護保険対象部分と対象外部分に分けて記載すること。
2	手すりの設置基準	手すりを設置する際の取り付け金具について、メーカーの施工基準より広い間隔で取り付ける場合、対象となるか。	メーカーの施工基準より広い間隔で金具を取り付けた場合は対象外となる。
3	手すりの設置箇所	玄関と勝手口の 2 か所に手すりを付ける場合、対象となるか。	出入口(玄関や勝手口等)は原則一箇所のみが対象となる。 ※段差解消の改修の場合も同様
4	手すりの設置箇所	1 階から 2 階の寝室に行くための階段の手すりを取り付ける場合、対象となるか。	階段や2階部分に手すりを取り付ける場合、まずは1階での生活に変更する方法を検討し、それができない場合はその理由を理由書に明記すること。また、主治医やリハビリ専門職等の意見をもらい、検討をした結果を理由書に記載すること。
5	手すりの設置箇所	衣替えのために階段に手すりを取り付ける場合、対象となるか。	利用者の心身の状況及び日常生活動線上の動作、住宅の状況、福祉用具の導入状況、環境整備の検討状況等総合的に勘案し、日常生活上必要な範囲として市が認める場合に対象となる。年に数回利用する場合のみであれば、日常生活上必要な範囲とは言い難く対象外となる。
6	手すりの設置箇所	庭の手入れのために屋外手すりを取り付ける場合、対象となるか。	趣味や娯楽等本人が生きがいを継続することは介護予防の観点からも重要であると考えるが、介護保険制度における住宅改修の範囲は、利用者が生活する上で行わなければ支障がある動作(食事、入浴、排泄等)にかかる住宅改修が対象となる。

段差の解消			
	項目	質問	回答
1	段差の解消	既存の浴室をユニットバスに改修することにより、段差の解消等を行う場合、対象となるか。	<p>まずは、スライドボードや浴室すのこ等の福祉用具の活用を検討した上で、問題が解決できない場合に支給対象とする。また、ユニットバス設置費全てが対象となるわけではなく、①～⑤を目的とする改修のみ対象となる。箇所別で材料費、施工費を按分すること。</p> <p>【対象となる工事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①立ち上がり用の手すりの取り付け ②浴室床を滑りにくい床材への変更を目的とした浴室床部分の改修 ③脱衣所と浴室の段差解消を目的とする浴室床部分の改修 ④浴室床と浴槽底の高低差があるため、浴槽の跨ぎを低くすることによる段差の解消としての浴槽の取替え ⑤利用者の身体状況に合わせた引き戸等への取替え
2	段差の解消	上がり框の段差緩和のため、踏み台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする場合、対象となるか。	<p>踏み台は、金属等で固定されている場合のみ対象となる。踏み台の内側で固定する場合等、完成後に固定部分の写真がとれない場合は、工事途中に写真を撮影し、固定部分が分かる写真を準備すること。</p> <p>上がり框を2段にする工事は、床段差の解消として対象となる。段差解消箇所の施工前、施工後の断面図に段差の長さ等を記載すること。</p>
3	段差の解消	敷居の段差解消にスロープを固定する際、強力ボンドやテープの固定の場合、対象となるか。	釘固定と同程度の固定が見込まれる強力な接着剤または両面テープであれば対象となる。事前申請時に接着剤及び両面テープの詳細が記載されたカタログ等を添付すること。
4	段差の解消	段差解消のため、部屋全面の嵩上げをする場合、対象となるか。	広い範囲の嵩上げを行う場合は、生活動線上で使用する部分の費用を按分すること。また、家具等を配置している部分は対象外となる。

滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料変更

項目	質問	回答
1 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料変更	滑り止めのために床材を変更する場合、滑り防止用に加工されたものでないと対象とならないか。	利用者の身体、生活状況を総合的に考慮し、市が滑り防止に効果があるとみなしたものは対象となる。床材が滑り防止用であれば商品カタログを添付すること。
2 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料変更	車いすのタイヤが畳の上では引っ掛かり動きづらいため、畳からフローリングへ床材を変更する場合、対象となるか。	身体状況に応じて、つまずく場合や車椅子、歩行器利用がある場合は滑りをよくする床材への変更は対象となる。

引き戸等への扉の取替え

項目	質問	回答
1 引き戸等への扉の取替え	排泄時の介助スペースを広くするため、トイレの扉を内開きから外開きに変更する場合、対象となるか。	介助者のサポートがないと排泄行動が難しく、本人や介護者の負担の軽減につながる場合は対象となる。
2 引き戸等への扉の取替え	万が一に備えて開き戸を折れ戸にする場合、対象となるか。	利便性や有事のためだけにという理由では対象外となる。日常生活における必要性が認められる場合は対象となる。

洋式便器等への便器の取替え

項目	質問	回答
1 洋式便器等への便器の取替え	非水洗和式便器から水洗洋式便器へ交換する場合、対象となるか。	身体状況にあった改修であれば対象となる。ただし、給排水工事は対象外となる。
2 洋式便器等への便器の取替え	便座が低いという理由で、既存の洋式便器から洋式便器に変更する場合、対象となるか。	特定福祉用具の補高便座で対応できるか検討し、福祉用具では対応が困難な場合は、その理由と既存の便器の高さが妥当でない理由を市が認めれば対象となる。
3 洋式便器等への便器の取替え	洋式便器の向きを変更する場合、対象となるか。	身体状況にあった改修であれば対象となる。既存の便器の向きでは使用が難しい理由を理由書に明記すること。ただし、向きを変えることに伴いトイレを拡張する工事については対象外となる。

その他			
項目	質問	回答	
1	その他	<p>入院中の住宅改修は対象か。</p> <p>病院・施設の入院患者または施設入所者が退院または退所後に住宅で生活するため、あらかじめ住宅改修を着工する必要がある場合等、やむを得ない事情がある場合に限り対象となる。</p> <p>※事前相談が必要</p> <p>理由書に退院・退所予定日を記載すること。ただし退院・退所なかった場合は、全額自己負担となる。</p> <p>※事後申請は、退院、退所後に申請すること。</p>	
2	その他	<p>一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の支給申請方法</p> <p>一つの住宅に複数の被保険者がいる場合、被保険者毎に支給申請を行うことが可能。ただし、被保険者毎に対象となる工事を特定し、それが重複しないように申請すること。</p> <p>例)共有部分の居間や浴室についての床材変更を行うときは、一人の利用者で支給申請を行うこと。</p>	
3	その他	<p>利用者本人や家族等が工事を行う場合、対象となるか。</p> <p>利用者本人や家族等が自ら工事を行う場合は、工賃等を除了した材料費のみが支給対象となる。</p>	
4	その他	<p>新築住宅、大規模なリフォーム工事事例の申請</p> <p>原則対象外であるが、実際に竣工後に身体状況が悪化、変更し竣工前には想定できなかった改修の必要が生じた場合は対象となる場合がある。</p>	
5	その他	<p>利用者が工事完了前に死亡した場合</p> <p>利用者が工事完了前に死亡した場合は対象外となる。</p>	
6	その他	<p>事前申請後の工事内容の変更</p> <p>市から許可を受けずに変更した改修工事は給付対象外となる。必ず着工前にケアマネジャーへ相談の上、市へ事前相談し許可を得ること。</p>	
7	その他	<p>介護認定(新規・変更・更新)申請中の住宅改修申請</p> <p>要介護(要支援)の新規の認定申請中で、認定結果が出る前に住宅改修に着工する必要がある場合、認定結果が自立(非該当)となった場合は全額自己負担となる。</p> <p>事後申請は介護認定結果後にすること。</p>	
8	その他	<p>短期間に複数の住宅改修申請</p> <p>必要な改修はまとめて申請することを原則とするが、やむを得ず短期間で再度住宅改修の事前申請を行う場合は、前回の住宅改修に関する給付の支払いが完了してから事前申請を行うこと。</p>	